

特定非営利活動法人

(NPO法人)

日本ミュージック・ケア協会

定 款

特定非営利活動法人 日本ミュージック・ケア協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本ミュージック・ケア協会（JMCA）登記上は、「特定非営利活動法人 日本ミュージック・ケア協会」と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所の所在地は、石川県加賀市橋立町ふ23 に置く。

第2章 方法と理念

第3条 ミュージック・ケアとは障がいの有無にかかわらず、「その人がその人らしく生きるために、また児童一人一人が自ら成長しようとする力を育むために、音楽の特性を利用して援助をする方法」である。

第4条 その方法は、故加賀谷哲郎先生（1967年音楽療法協会を設立し1983没）が40年にわたる実践の中から、創り上げてこられたメソッドを基本とし、宮本啓子がミュージック・ケアの理論と方法をまとめたものである。

第5条 その理念は「だれでも、どこでも、いつでもみんなで楽しめる」ということである。音楽が好きで、子どもたちやお年寄りの笑顔を求める人なら誰でもできる。

第3章 目的と事業

第6条 この法人は命に関わる職場で働く一人でも多くの方が、ミュージック・ケアの精神、技術を通して、社会福祉の向上に寄与すること。また、このような人材をより多く育成し、社会に貢献すること。

第7条 この法人の目的は、会員の皆様に以下の3点を習得していただき、一人でも多くの方が同じ心持ちで他者とかかわりあえること。

- (1) ミュージック・ケアの技術を獲得し、実践を積み重ねることによって、人間の尊厳の心を学ぶこと。
- (2) 会員同士の相互理解を深め、交流を深める。
- (3) 獲得した心の有り様を多くの人に広め、多くの子供たちやお年寄りの生き生きとした笑顔を増やすこと。

(特定非営利活動の種類)

第8条 この法人は、第7条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 子どもの健全育成を図る活動。
- (3) 社会教育の推進を図る活動。

(事業)

第9条 この法人は、第7条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 実践活動。
- (2) 各地の研究会の設立と運営。
- (3) 全国セミナーの開催。
- (4) 体験セミナーの開催（各地での）。
- (5) 介護、子育て等の支援事業。
- (6) 老人、障がい者の養護、相談事業。
- (7) 他の音楽療法研究会との連携。
- (8) 福祉医療、介護技術の提供及び教授。
- (9) 健康維持、機能訓練の為の技術の提供及び教授。
- (10) 人材の育成事業（養成講座）。
- (11) 人材の派遣事業。
- (12) ミュージック・ケアに関する書籍や必要教材の販売。

第4章 会員

(種別)

第10条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人。
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人。

(入会)

第11条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第12条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) この法人の発行する会員証を返却したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、会員証を理事長に返却し、任意に退会することが出来る。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第16条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第5章 役職及び役員

(職種及び定数)

第17条 この法人に次の役員を置く。

理事 5名以上 25名以内
監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第18条 役員は総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。その他に監事を2名置く。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を代行する。

4 監事は、次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第20条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでに、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第23条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第24条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第6章 総会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 32 条 総会における議決事項は、第 29 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 33 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決にかかわることができない。

(議事録)

第 34 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 36 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 37 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、60日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決にかかわることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者氏名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれにともなう活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その該当その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項の第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3号に掲げるもののうち、加賀市に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 (会 長)	宮本 啓子
理 事 (副会長)	伊藤 美恵
理 事 (副会長)	岡村 民
理 事 (副会長)	松浦 千賀
理 事	江戸 晶子
理 事	加瀬 夏枝
理 事	北川 宜子
理 事	佐伯 美紀
理 事	滝町 真寿美
理 事	千葉 浩子
理 事	中沢 美美江
理 事	野中 千枝
理 事	東田 和子
理 事	藤原 啓子
理 事	宮川 深雪
監 事	岩城 美喜江
監 事	天日 博美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする

